

相模原市監査委員公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、令和元年10月3日に実施した会計課の財務監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和2年2月18日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

1 監査対象事務

委託料の支出に関する事務

2 監査の日程

平成31年4月26日から令和元年10月3日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和2年2月12日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>会計課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。</p> <p>(ア)市税等の電子納付・コンビニエンスストア及びクレジット収納に係る業務委託において、相模原市個人情報取扱事務委託基準(平成17年4月1日施行。以下「委託基準」という。)に定める契約上の措置例(市が個人情報の取扱いを外部に委託する場合に、その適正な取扱いを確保するため契約上に措置すべき事項として例示したものをいう。以下同じ。)のうち、作業場所の特定、守秘義務、定期報告及び緊急時報告、監査及び検査、事故時の対応並びに契約解除に関する事項が契約書に定められておらず、受託者に対し作業場所の特定及び守秘義務に関する報告書の提出を求めていなかった。</p> <p>(イ)口座振替データ伝送サービス業務委託において、委託基準に定める契</p>	<p>平成31年4月26日から令和元年10月3日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>指摘を受けた事案が発生した原因としては、「相模原市個人情報取扱事務委託基準」に基づき契約書を作成していたものの、契約上の措置例と受注者側で定めている利用規約等で重複するところは措置例の内容を満たしているものと独自に判断し、特記事項への記載を省いてしまったことによるものです。</p> <p>本来であれば、同基準の所管課である情報公開課に事前に確認することや過去の監査結果における個人情報の取扱いに関する意見等も参考にすることが必要であったと認識しております。</p> <p>なお、情報公開課からは後日、措置例は個人情報取扱事務の観点から規定しているため、重複している事項や受注者自ら講じている措置についても特記事項に記載すべきとの回答を得ておりま</p>

約上の措置例のうち、作業場所の特定、守秘義務並びに定期報告及び緊急時報告に関する事項が契約書に定められておらず、受託者に対し作業場所の特定及び守秘義務に関する報告書の提出を求めていなかった。

もとより契約書は、契約上の疑義や紛争による不測の損害が生じること等を防止する目的で、契約当事者双方の合意内容を明らかにするために作成される文書であり、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置については、契約の実態に即して相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号)に基づき委託基準に定める契約上の措置例に準拠し契約書類に明記することが不可欠である。さらに、当該措置に基づき市に対し書面による申請又は報告を要する事項に関しては遺漏なく受託者に行わせ、市は必要に応じて承認等の手続を執らなければならない。

今後は、改めて個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の適正な取扱いに関する必要な措置が確実に講じられるよう契約書類の記載内容を精査するなど、委託料の支出に関する事務を適正に執行されたい。

【会計課】

す。

以上を踏まえ、指摘を受けた2つの業務委託契約について、市税等の電子納付・コンビニエンスストア及びクレジット収納に係る業務委託については令和元年12月1日の変更契約時に、口座振替データ伝送サービス業務委託については令和2年1月6日の契約更新時に、それぞれ契約書に定めていなかった事項を措置例に準拠して明記し、必要な報告書の提出を受けました。

今後は、個人情報保護の重要性を再認識して、個人情報の適正な取扱いに関する必要な措置が確実に講じられるよう契約書類の記載内容を精査し、契約の実態に即した内容となるよう再発防止に努めます。

【会計課】